

総務委員会委員長報告

総務委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、甲第100号議案 令和6年度岡山市一般会計補正予算（第1号）について、ほか2件の議案についてであります。

これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決並びに承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして、委員から、甲第100号議案 令和6年度岡山市一般会計補正予算（第1号）について、県条例に基づき、納期限の翌日から延滞金が、最初の一か月、年率2.4%、30日間で計算した場合79,700円、その後は、年率8.65%、同様に計算すると、287,500円かかるという説明を受け、市民負担をかけないため、延滞金を生じさせないよう、今回の支払いはやむを得ないと考える。引き続き論点を整理して、市民にもよく分かるようにしてほしいとの意見や、県との協議は、論点整理もできていない中、市の意見を聞いて負担金を定めるという点も何一つ考慮されておらず、行政間の協議になっていない。そのような状況にもかかわらず請求があったことは甚だ遺憾だと考えるが、延滞金の点から支払いはやむを得ないとの意見がありました。

以上、本委員会における審査の経過並びに結果をご報告いたしました
が、当局におかれましては、委員会審査の過程で各委員から出されたさ
まざまな意見や要望等に十分留意され、事務事業の執行に当たられます
よう要望し、総務委員会の報告を終わらせていただきます。